

資料編

I 緑に関する近年の国の動き

1 新たなステージに向けた緑政策の展開

○2016年（H28）5月、国土交通省は「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」において、以下のように新たなステージで重視すべき視点を示しました。

新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ 概要



新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方

緑とオープンスペースの政策は『新たなステージ』へ移行すべき

緑とオープンスペースの多機能性の再認識と都市の特性に応じた発揮

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度整備されたステージにおいて、緑とオープンスペース政策は、**緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市のため、地域のため、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限発揮させるための政策へ移行すべき**

【緑とオープンスペースの多機能性の発揮により実現できる都市像の例】

- 集約型都市構造化が課題となっている都市において、**都市の再構築にあわせて緑とオープンスペースの再構築**により、緑豊かでゆとりある都市生活を実現
- 国際競争力強化が課題となっている都市において、**都市のブランドとなる緑とオープンスペースが、生物多様性に富んだ美しく風格ある都市を形成**
- 地方創生が課題となっている都市において、**地域の資源を活かした個性豊かな緑とオープンスペースが、個性と活力のある都市づくりを実現**
- 地域コミュニティの希薄化が課題となっている都市において、**地域住民が自律的に運営する緑とオープンスペースが、やすらぎを実感できる暮らしを実現**

新たなステージで重視すべき視点

ストック効果をより高める

民との連携を加速する

都市公園を一層柔軟に使いこなす

パラダイムのシフト

- 整備、面積の拡大を重視
- 都市公園の中だけの発想

- 行政主体の整備、維持管理

- 硬直的な都市公園の管理
- 維持管理の延長での公園運営

- 使うこと、活かすことを重視
- 都市全体、まちづくり全体の視野での発想

- 市民やNPO等の主体的な活動を支援
- 民間施設との積極的な連携

- 地域との合意に基づく弾力的な運用
- まちづくりの一環としてのマネジメント

新たなステージに向けた重点的な戦略

1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進

緑とオープンスペースの、**都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮**するための以下の施策を実施し、都市のリノベーションを推進

(1) 緑の基本計画等による戦略的な都市再構築の推進

多様な生物を育み、良好な都市環境を形成する根幹となる緑とオープンスペースを基盤として集約型都市構造化を進める方針など、**リノベーション戦略の方針を緑の基本計画で整理し、計画的に推進**

(2) 民の広場空間等との連携強化による緑の多価値化

民の広場空間等との連携を強化し、温暖化対策、生物多様性の確保、防災性の向上等、**緑の多面的な価値を発揮**

(施策例) ・良質な広場空間等の公共的な価値の適正な評価の検討
・広場空間の防災性向上等への公的な支援

(3) 都市公園の配置と機能の再編等による都市の活性化

地域に応じた都市公園の配置と機能の再編等を戦略的に進め、**都市を活性化**

(施策例) ・都市の活性化、機能向上を目的とした戦略的な都市公園の再編

2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化

都市公園をより柔軟に使いこなすことで、**都市の様々な課題の解決にその多機能性を最大限発揮**できるよう、以下の施策を実施

(1) 都市経営の視点からの都市公園マネジメントの推進

まちの魅力、価値の向上に向けた都市経営の視点からの都市公園のポテンシャルを発揮するための計画に基づくマネジメントの推進

(施策例) ・都市域全体の都市公園の総合的なマネジメント計画や個別公園毎のマネジメント計画の策定推進

(2) 地域の特性やニーズに応じた都市公園の整備の推進

子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、施設の設置を促進することで、**都市公園を活性化、まちを活性化**

(施策例) ・地域ニーズに応じた都市公園に設置できる施設等の拡充

(3) 都市公園の特性に応じた多様な主体による公園運営の推進

地域住民による主体的な公園運営や、民間事業者との連携等による収益の向上と、**都市公園の管理の質の向上への収益の充実等を促進**

(施策例) ・市民主体の団体や民間事業者による自律的な公園運営を可能とする制度の充実

3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

1. 2. を行政、市民、民間事業者等がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携の体制や仕組み等の充実を図る

(1) 緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築

緑とオープンスペースの利活用を促進する多様な主体との連携体制の構築

(施策例) ・地域ニーズに応じた利活用ルール等を様々なステークホルダー等と合意しながら決めていく協議会の設置

(2) 新たなステージを支える人材の育成、活用

都市のため、市民のための発想で施策を推進できる人材を育て、サポートする仕組みを設置

(施策例) ・管理運営の質を向上させるための情報交流会等の定期的開催
・民間資格の活用、専門人材の派遣等の検討
・行政と市民をつなぐコーディネーター、ファシリテーターの育成

(3) 都市公園等の品質を確保、評価する仕組み

維持管理の技術的基準の明確化、都市公園の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設

(施策例) ・都市公園や広場空間の管理の質を客観的に評価する仕組みの創設

出典：新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終とりまとめ概要（国土交通省都市局公園緑地・景観課）

2 関連する法制度の改正

- 2017年（H29）6月に都市緑地法、都市公園法などが改正され、緑豊かで魅力的なまちづくりの実現に向け、民間の知恵や活力をできる限り活かした都市公園の整備や運営を進めるための制度が整備・拡充されました。

【都市緑地法】

- ◆民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
 - －市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定
- ◆緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
 - －緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社などを追加
- ◆緑の基本計画の計画内容の拡充（都市公園の管理など）

【都市公園】

- ◆都市公園で保育所などを含む「社会福祉施設」の設置を可能に
- ◆民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度の創設
 - －収益施設（カフェ、レストランなど）の設置管理者を民間事業者から公募選定
 - －設置管理許可制度の延伸（10年→20年）、建蔽率の緩和など
 - －民間事業者が広場整備などの公園リニューアルを併せて実施
- ◆公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）
- ◆公園の活性化に関する協議会の設置

3 グリーンインフラの取組の推進

- 国土交通省では、国土形成計画（2015年（H27）8月閣議決定）などを踏まえ、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラ*の取組を推進しています。
- 2019年（R元）7月には「グリーンインフラ推進戦略」がとりまとめられ、2020年（R2）3月に「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」が設立されるなど、今後、グリーンインフラ*主流化のための環境整備やそのための支援の充実といった取組を推進することになっています。

コラム 日本における公園・緑地の主な歴史

- わが国において、いわゆる「公園」は、1873年（M6）の公園開設に関する太政官布達第16号が始まりと考えられています。この太政官布達では、人口の集まる地域の景勝地や名所地などの人々が遊覧の場所とするところで、その土地が国の所有または所管するものを永く楽しむことができる「公園」とすべきとして、府県はその土地を選定することを求めていました。
- 1919年（T8）の旧都市計画法では、風致地区及び風紀地区が制度化されるとともに土地区画整理事業が導入され、新市街地では土地区画整理事業によって身近な公園が整備されるようになりました。その後、1923年（T12）の関東大震災では東京市の市域約43%が焼土となるなかで、公園が防火地帯や避難所となったことで公園の必要性が広く認識されるようになっていきました。
- 第二次世界大戦後の混乱期になると、公園・緑地の管理に関する統一された法規がなく、公園内に住宅や学校などが建設され、公園としての効用が妨げられる事例も見られたといわれています。そこで、1956年（S31）には都市公園法が制定され、都市公園の設置や管理について統一的な基準が設けられることになりました。1968年（S43）には新都市計画法が制定されましたが、都市計画基準において住居専用地域には学校と公園を定めるべきと示されていたことからうかがえるように、生活環境施設として公園は重要性を増していくようになりました。
- 高度成長期に入ると、自然の喪失だけでなく生活環境が全国的に悪化し始めたことを受け、土地の伝統や風致を緑地の使用で保全していくため、1973年（S48）には都市緑地保全法が制定されました。一方で、旧建設省による1976年（S51）の都市緑化対策推進要綱の策定、1977年（S52）の緑のマスタープラン策定要綱の通知などを経て、都市における公園・緑地の量的な確保に向けた取組が進められるようになりましたが、いずれも法定計画上の位置づけまでには至りませんでした。
- 1994年（H6）には、従来の制度の限界を受けて、都市緑地保全法が改正され、法定計画としての「緑の基本計画」制度が創設されました。これにより、法定計画制度として実効性が高まったほか、国主導から市町村の計画となり、また、住民などへの周知を図るために公表が義務づけられたこと、緑化重点地区の活用により地区レベルの緑化計画を示すことができるようになるなど、都市の実情に応じて都市レベルから身近な生活レベルに至るまで公園・緑地の整備、保全の取組が展開されるようになりました。

参考：公園緑地マニュアル 平成29年度版（一般社団法人 日本公園緑地協会）

II 上位関連計画の位置づけ

1 あすまちこおりやま郡山市まちづくり基本指針【公共計画編】《2018.4策定》

- 「あすまちこおりやま郡山市まちづくり基本指針」は、市民や事業者も含めた郡山市全体が目指すべき将来都市構想やそのために必要な分野別の方向性を示すものです。
- 行政だけでは発想できないような豊かなイメージと市民一人ひとりの「想い」や「願い」が詰まった生きいきとした未来を描き、その未来を実現するために、行政だけではなく、市民それぞれが担い手として積極的に関与する「コレクティブ・インパクト」を誘発する基本指針とすることを目指しています。

◆あすまちこおりやま郡山市まちづくり基本指針【公共計画編】（抜粋）

将来都市構想策定のコンセプト

「共有」・「共感」・「共奏」で多様な 人とつながるまち
一人ひとりの「想い」や「願い」が 未来とつながるまち
「魅力」と「活力」で 世界とつながるまち
希望を紡ぎ 次の世代とつながるまち

郡山市の目指す未来（将来都市構想）

「みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち 郡山」～課題解決先進都市 郡山～

大綱Ⅴ「暮らしやすいまちの未来」環境・防災・市民安全・生活インフラ分野

…日本遺産としても認定された安積開拓の歴史や、全国に誇る音楽によるまちづくりなど、本市独自の文化を守り育む「品格」ある街並みの形成を推進します。…

…そして、市民の暮らしに直結した大気・水等の環境監視やごみの減量化、資源循環に取り組むとともに、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー*の積極的な導入を図るなど、低炭素で環境にやさしい持続可能な社会の構築を推し進めながら、多くの地域住民が誇りとする豊かな四季に囲まれた自然環境や、利便性と快適性を両立させた都市環境など、高品質で満足度の高い生活環境の確保に努めます。

●施策の展開

- 1 環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち
多様な動植物が生息できる自然環境が残っている
まちと自然が共存し、環境を思いやる人がたくさんいる
- 4 豊かなまちなみがあり、誇りと魅力あふれるまち
魅力的な景色や街並みが日常的にある
散歩したくなる安全で快適な道路や公園がある

2 郡山市SDGs未来都市計画《2019.8策定》

- 「SDGs未来都市」は、SDGs*の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域のなかから、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として国が選定するものです。
- 「SDGs未来都市計画」は、市民や事業者も含め、都市が目指す将来都市構想や分野別の方向性を示すものです。本市では、「健康」をキーワードにオープンデータを活用した広域医療などの分析及びICT*を活用した健康寿命延伸対策を進めることで、医療・健康産業の集積、健康寿命延伸・医療費抑制、環境負荷の少ない快適な生活環境の確保などを進めることとしています。

◆郡山市SDGs未来都市計画（抜粋）

自治体SDGsの推進に資する取組

【経済面の取組み】

- ②新しい農業の創出や新しい市場への進出の支援
 - (7)農地や森林が持つ環境保全、水源かん養、災害防止等の機能を確保するため、所有者との協働による適切な維持・管理に努める。

【社会面の取組み】

- ①全ての世代が健康で安心して暮らせる環境づくり
 - (2)子どもたちが明るく健やかに成長できるよう、保健・福祉・教育が一体となって支援する事を目的とした「ニコニコこども館」、「PEP kids Koriyama」等、充実した子どもの遊び場を、ボランティアや子育て支援に関わる団体等と連携して運営する。
 - (5)子どもから高齢者まで多くの市民が実践できる身近な健康づくりとして、気軽にできるスポーツ・レクリエーションを啓発する。

【環境面の取組み】

- ②地球温暖化への対応と環境保全及び環境負荷低減の取組み
 - (4)本圏域における美しい自然を代表する猪苗代湖の環境美化を図るため、市民協働により「猪苗代湖岸環境美化事業」を実施する。
- ③公共交通の利便性向上とまちの緑化
 - (3)歩きたくなる魅力的な景色や街並みを整備するため、「グリーンインフラ*」の導入を検討するとともに、緑化木や花苗を交付する「緑あふれるまちづくり事業」を実施する。

自治体SDGsモデル事業

経済 × 健康

(2)農業面においては、「多様な手法による持続的な生産方法の構築」により、スマート農業を活用した農作業の省力化や農産物の高品質化を図るとともに、多様な市民と連携した労力補完システムを構築する。

社会 × 健康

(3)より効果的な運動習慣を普及させるため、既存の公共施設を有効活用し、科学に基づくスポーツによる健康づくりに取り組む。
(4)人々が暮らして行く上で、その生活の基盤となる住居については、安全性や快適な居住性等が求められるため、誰もが安心・安全に、健康で文化的に暮らすことの出来る住環境整備に取り組む。

環境 × 健康

(1)市街地に、自然の持つ機能を最大限活用したグリーンインフラ*を整備するとともに、環境に対する意識を高め、一人ひとりの行動変容を促すため、付近の既存公共施設を有効活用し、「水」や「緑」をテーマとした体験型学習施設を設置する。

さらには、経済、社会、環境の三側面をつなぐ統合的取り組みによる相乗効果の創出が見込まれる。

◆SDGsの17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 郡山市人口ビジョン・総合戦略（2020改訂版）《2020.3改訂》

- 「郡山市人口ビジョン（2020改訂版）」は、将来本市が目指すべき方向性と人口の将来展望を検討しその結果を示すものです。展望として、人口30万人規模を将来にわたって維持することを目指しています。
- 「郡山市総合戦略（2020改訂版）」は、人口30万人規模を維持するための取組の方向性を示すもので、「人口減少・地域経済縮小克服」及び「復興力の維持・強化」の実現を目指しています。

◆郡山市人口ビジョン・総合戦略（2020改訂版）（抜粋）

人口の将来展望（人口ビジョン）

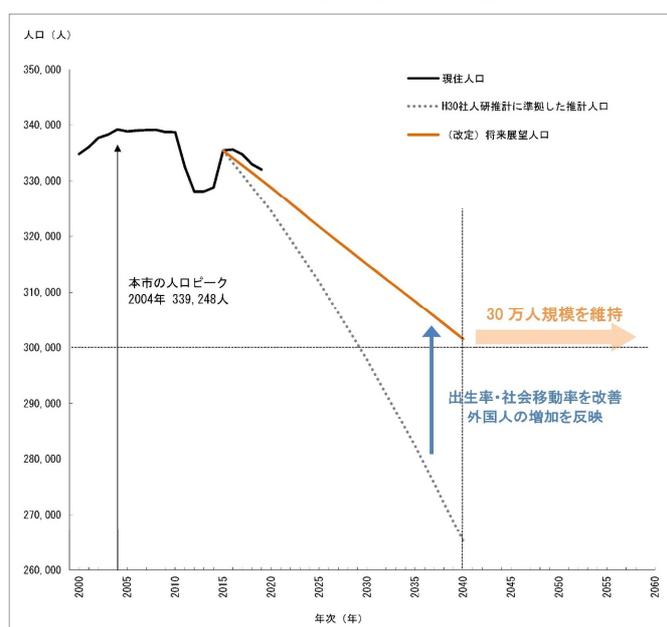
◎中核市*としての実績・蓄積を活かすため

◎SDGs*の理念に沿った持続可能な地域づくりの中心都市としての役割を果たすため

→人口30万人規模を将来にわたって維持するため、以下の2つの目標達成と、近年のトレンドを反映させた将来人口の展望を行います。

- ①目標年次の2040（令和22）年までに人口約30万人にソフトランディングさせることを目指します。
- ②2040（令和22）年以降は30万人規模を維持することを目標とします。

推計人口と（改訂）将来展望人口の比較



目指すべき将来目標（総合戦略）

- 社会** [ひと] ひとの縁を結び、まちを元気にする交流の活性化
- 環境** [まち] 一度都会に出ても戻って暮らしたくなる魅力的な地域づくり
- 経済** [しごと] 多様な人材の活躍を支援し、地域の活力維持に繋がるしごとの創出

基本目標（総合戦略）

地域の魅力発信と「関係人口」の創出

2 安積疏水*に代表される豊かな地域資源と拠点都市としての強みを生かし、多くの方が郡山市に「住む」・「訪れる」流れの創出、様々な地域とのつながりの創出と、人材の定着・還流の推進

住民・企業が集う気候変動対応型まちづくりの推進

4 中枢中核都市として、ひとや企業が集い、安心して暮らせる気候変動対応型のまちづくりとセーフコミュニティ*の実現

4 郡山市都市計画マスタープラン2015《2015.6改訂》

- 「郡山市都市計画マスタープラン2015」は、都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、計画的な都市づくりを進めるための指針です。都市の全体像を示し、住宅地、商業地、工業地や公共施設の配置・規模などについて、中長期的な見通しを明らかにします。
- 前計画の「郡山市都市計画マスタープラン2000（2000年策定、2010年全面改定）」から、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故や都市計画関連法令の改正などを踏まえて改定しています。

◆郡山市都市計画マスタープラン2015（抜粋）

基本理念

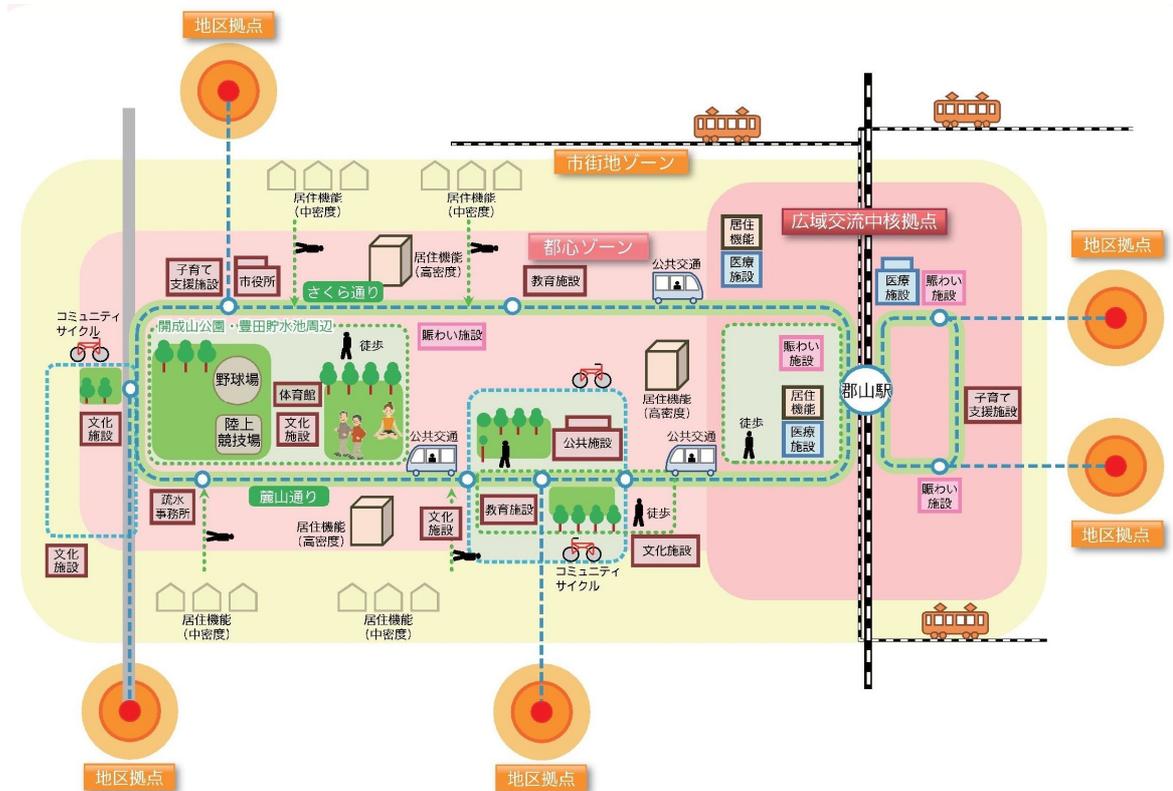
市民が輝くまち 郡山 『開拓の歴史を生かした躍動感あるまちづくり』

将来都市構造

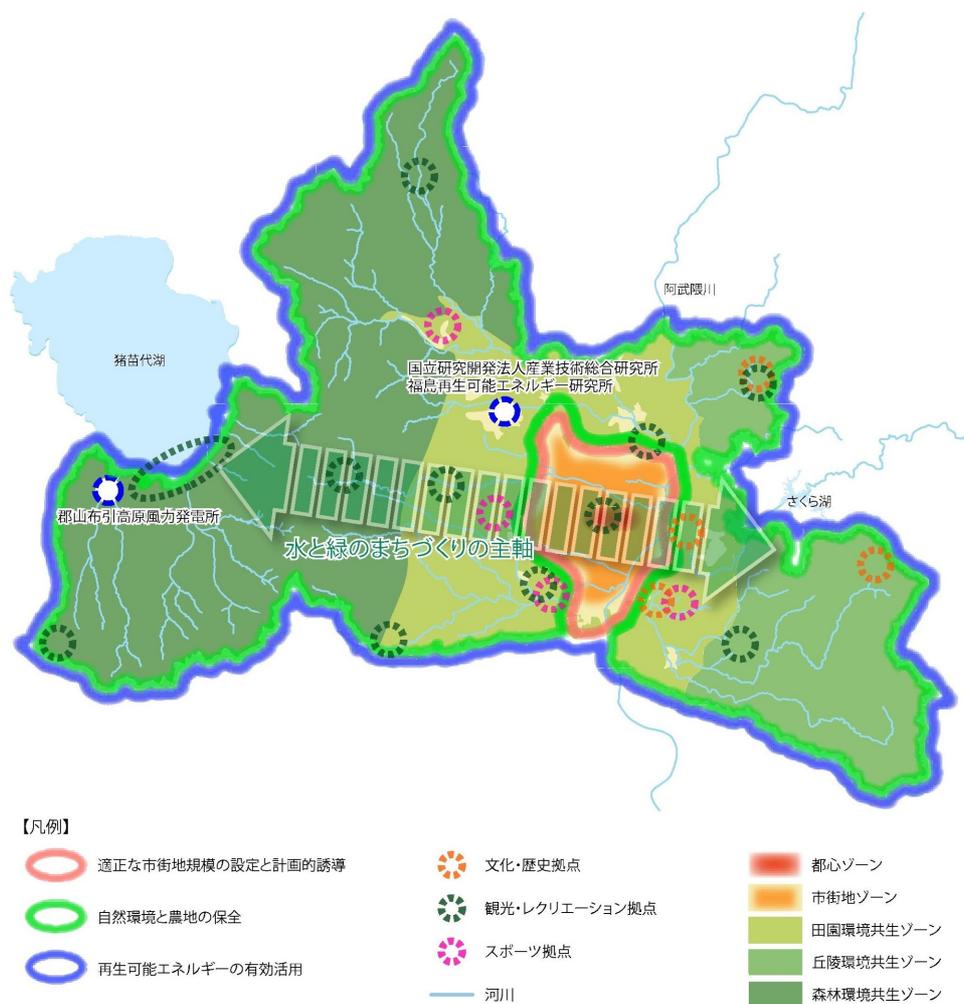
郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造

都市づくり基本方針

方針2 市街地を東西につなぐ「歴史と緑の生活文化軸」の形成



方針4 市街地と森林・田園との環境共生



区分	方針	主な施設
文化・歴史拠点	市内に存在する歴史的な遺産や文化財などを文化・歴史拠点として位置づけ、これらを活用し、誇りと愛着の持てる、特色あるまちづくりを進めます。	郡山市開成館 郡山市歴史資料館 こおりやま文学の森資料館 郡山市立美術館 田村町の大安場史跡公園 西田町の雪村庵
観光・レクリエーション拠点	住む人や訪れる人が憩い、楽しめるような性格を有する観光地等を、観光・レクリエーション拠点として位置づけ、これを活用し、交流人口の拡大をはじめとした地域振興を目指します。	郡山布引風の高原 郡山カルチャーパーク 平成記念郡山こどものもり公園 山ノ井農村公園（うねめ公園） 郡山ユラックス熱海 郡山石筵ふれあい牧場
スポーツ拠点	既存の運動施設をスポーツ拠点として位置づけ、各種運動施設を配置し、市民が気軽にスポーツを楽しめる場とします。	磐梯熱海スポーツパーク ふるさとの森スポーツパーク 開成山公園 西部学習スポーツセンター（西部体育館）

都市施設の整備方針

4-3 都市施設の整備方針

1 公園緑地

[基本的な考え方]

市街地内の公園緑地は、都市全体の魅力の向上に寄与するとともに、休息、散歩、遊び、レクリエーションなど余暇活動が行える場所であり、災害時の避難場所としての役割も有していることから、安全・安心な生活には欠かすことができない施設です。

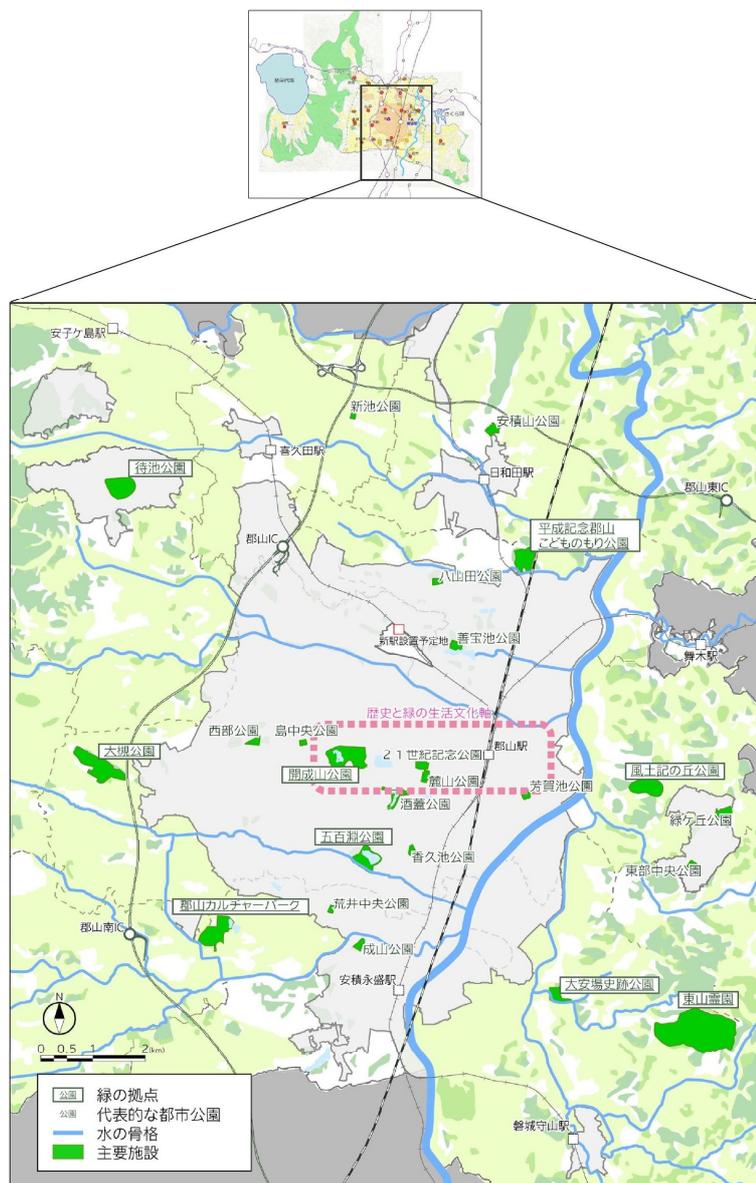
整備にあたっては、誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた整備に加えて、防災機能も兼ね備えた整備に努めます。

また、整備や維持管理において、官民協働型の取り組みを進め、地域との連携を図ります。

[主な取り組み]

- (1) 歴史と緑を生かした「歴史と緑の生活文化軸」の形成
- (2) 安全で快適な公園づくり
- (3) バランスのとれた公園配置
- (4) 魅力ある公園づくり

●公園緑地整備方針図



5 郡山市立地適正化計画《2019.3策定》

- 「郡山市立地適正化計画」は、都市再生特別措置法第81条に基づき、人口の減少と高齢者の増加などにより懸念される身近な生活サービスの提供や公共交通のサービス水準の低下、空き家や空き地、低未利用地の増加といった課題に対して、安定的な都市経営が可能となるような持続可能なまちづくりを進めていくとともに、「郡山市都市計画マスタープラン2015」で定めた将来都市構造「郡山型コンパクト&ネットワーク都市構造」の具体化に向けた取組を推進することを目的としたものです。
- これまでの都市計画制度（用途地域や地区計画など）による土地利用規制などとは異なり、届出制度の運用や施設整備に対する支援措置によって、住宅や生活利便施設などを一定の区域に緩やかに誘導することを目指しています。

◆郡山市立地適正化計画（抜粋）

基本方針

すべての市民が安心して暮らせる拠点と公共交通ネットワークの形成

具体的な方向性

- ①公共交通を軸とした多極ネットワーク型コンパクトシティの形成推進
- ②地域特性に応じた都市機能施設の集積誘導
- ③公共交通の利便性を強化
- ④快適で健康的な都市空間の充実
- ⑤回遊性を高める賑わい空間の創出
- ⑥効率的・効果的な基盤整備及び更新

立地を誘導するための施策

誘導施設の計画的な立地誘導	公有資産の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●旧豊田貯水池の利活用について検討 ●（仮称）郡山市歴史情報・公文書館の整備について検討 ●郡山市民文化センターの改修 ●熱海多目的交流施設、フットボールセンター等の整備
	公共施設等マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の複合化・集約化、多機能化の推進、未利用財産の有効活用等の総量縮減等による更新費用の縮減
健康寿命延伸の推進	健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な健康づくりに関する情報提供等の普及啓発
子ども・子育て支援	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの教育・保育の場を質・種類・量とも充実 ●身近な地域で親子が情報交換や交流できる場の提供・充実
	子育て支援に関する環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●ユニバーサルデザイン*に配慮した施設や都市基盤の整備

6 郡山市国土強靱化地域計画《2020.3策定》

- 「郡山市国土強靱化地域計画」は、「郡山市まちづくり基本指針」における防災力の向上などをはじめとする各分野別計画の地域強靱化に関する部分について、総合的かつ計画的な推進を図るための指針性をもつものです。
- 大規模自然災害等が発生しても経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた、災害耐性のあるまちの実現を目指しています。

◆郡山市国土強靱化地域計画（抜粋）

基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

強靱化推進方針

■ 田んぼダム実証事業（リスクシナリオ1-1）

日本大学工学部と連携協定を締結した「田んぼダムの実証事業」の実証結果を踏まえ、多面的機能支払交付金事業、ほ場整備事業等を活用し、流出抑制効果が期待できる水田へ田んぼダムの普及等を進めていくとともに、水田の地権者及び耕作者に対して効果の周知と事業への理解促進を図っていく。

■ 街路樹の管理（リスクシナリオ1-2）

大規模自然災害等発生時に、倒木等による道路の閉塞・寸断により孤立集落の発生や迅速な道路啓開と復旧復興業務の障害となることから、平時から街路樹等の適切な維持管理と更新を推進する。

■ 公園整備事業（リスクシナリオ1-2）

○ 老朽化した公園施設については、長寿命化計画を策定するとともに、同計画に基づき、施設の更新や適正な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全及び災害時における市民の安全確保を推進していく。なお、整備にあたっては、Park-PFI*等を活用した民間活力の導入も検討していく。

○ 公園の樹木については、腐朽が進行しているものも有るため、樹木の危険度調査等点検を適宜実施し、危険な樹木は撤去するなど安全な避難場所としての機能維持を図っていく。

○ 令和元年東日本台風の経験を踏まえ、広い敷地や屋内施設を有する公園については、災害時の活動拠点等の有効活用に向けた対応策を検討していく。

■ 多面的機能支払交付金事業（リスクシナリオ1-1、5-2、7-3）

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、重要な食糧生産基盤である農地において、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加・拡大を防ぎ、食料の安定供給を図るとともに、大規模自然災害等発生時に、火災の延焼拡大を防ぐ緩衝地帯としての機能を果たすため、農地・農業用施設の有する多面的機能の適正な維持・発揮と、農業経営の安定化・農地整備を促進していく。

7 郡山市第三次環境基本計画《2018.3策定》

- 「郡山市第三次環境基本計画」は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向け、本市における環境施策をさらに推進し、様々な環境問題に適切に対応していくための計画です。
- 環境基本法の基本理念を踏まえた郡山市環境基本条例に基づき、総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める環境行政の最も基本となるもので、「環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち」を目指しています。

◆郡山市第三次環境基本計画（抜粋）

基本理念（郡山市環境基本条例の基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承できるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、生態系が健全に維持され、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民がこれを自らの課題として認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

将来の環境都市像

環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち

施策の展開

- 取り組みの柱2 資源が循環するまちづくり【循環型社会の構築】
- 2-1 資源の循環的利用
- 取り組みの柱3 自然と共生できるまちづくり【自然環境の保全と共生】
- 3-1 自然環境の保全
 - 3-2 自然災害の防止と抑止
- 取り組みの柱4 健康で安心して暮らせるまちづくり【生活環境の保全と改善】
- 4-1 大気環境等の保全と改善
 - 4-2 水環境等の保全と改善
- 取り組みの柱5 環境を思いやる人を育むまちづくり【環境意識の啓発】
- 5-1 環境教育・環境学習の推進
 - 5-2 環境保全活動への支援

8 郡山市景観づくり基本計画《2005.3策定》

- 「郡山市景観づくり基本計画」は、郡山市景観づくり条例に基づき、景観づくりに関する主要な施策についての基本的な方針を明らかにするものです。
- 景観づくりの考え方を提示し、郡山市の景観特性を踏まえた上で景観づくりの基本理念と基本方針を設定し、本市における具体的な景観づくり基本計画を定めています。基本計画では、本市の地形的な特性も踏まえて4つの景域に区分し、それぞれの取り組むべき方向性を示しています。

◆郡山市景観づくり基本計画（抜粋）

景観づくりの基本理念

こおりやまの景観をつくり、そだて、まもる ～みんなで考える郡山の景観づくり～

景観づくりの基本目標

「水」と「緑」と「まち」が調和する景観づくり

景観づくりの3つの柱と9つの具体的方策

- つくる 魅せる 愉しむ
 - <方策1> 賑わいと活気のある市街地の景観をつくる
 - <方策2> 安らぎと潤いのある市街地の景観をつくる
 - <方策3> 周囲の町並みや自然景観と調和した市街地の景観をつくる
- そだてる 愛し 参加する
 - <方策4> 市民・事業者・行政の協働による景観づくりに取り組む
 - <方策5> 郡山市固有の景観資源を維持、管理する
 - <方策6> 郡山市の景観づくりの啓発活動に取り組む
- まもる 生かし 伝える
 - <方策7> 磐梯山、安達太良山、猪苗代湖に代表される美しい自然景観をまもる
 - <方策8> 田園地域や丘陵地における美しい集落地景観をまもる
 - <方策9> 歴史・文化的景観をまもる

4つの景域区分

<中心市街地の基本方針>

「賑わい」と「水」・「緑」が調和し、歴史や文化が感じられ、活気あふれる景観づくり

<周辺市街地の基本方針>

周囲の自然景観と調和し、安らぎや潤いが感じられる景観づくり

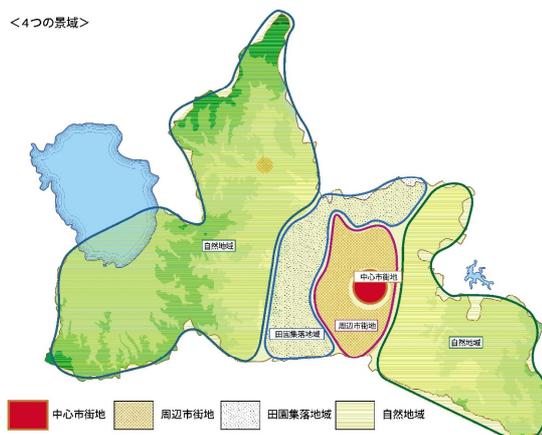
<田園集落地域の基本方針>

広がりのある田園と周辺の山並みへの眺望を生かした魅力ある景観づくり

<自然地域の基本方針>

美しい自然景観や歴史・文化的資源を生かした誇りと愛着のもてる景観づくり

<4つの景域>



9 郡山市地域防災計画《2015.7修正》

- 「郡山市地域防災計画」は、郡山市防災会議が作成する計画であり、本市及び防災関係機関の処理すべき事務、又は業務の大綱、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び大規模地震対策に関する事項を定めるものです。
- 災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、市民の生命、身体及び財産を災害から積極的に保護し、被害を最小限に軽減して、市民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに公共の福祉の確保に資することを目的としています。

◆郡山市地域防災計画（抜粋）

災害予防計画

第1節 情報収集・連絡及び応急体制整備計画

5 広域防災拠点

開成山公園を災害時の広域的な避難場所及び応急対策や復旧活動などの拠点として活用するため、公園内及び隣接の各施設（こども総合支援センター（ニコニコこども館）、開成山野球場、開成山陸上競技場、郡山総合体育館、音楽・文化交流館（ミュージカルがくと館））について広域防災拠点施設として一体的な利用を図る。

第5節 各種災害予防計画

第1 水害

1 治山

災害につながる恐れのある林地の無秩序な開発、土砂採取を規制する。この規制は、保安林については、森林法等関係法令により、許可の際、防災措置を講ずるよう規制する。普通林についても、森林法、採石法、宅地造成等規制法等関係法令による規制のほか、行政的に防災措置の実施を指導する。

第7節 土砂災害予防計画

3 山地災害対策

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生し又は発生する危険のある森林で、その危害が直接人家又は公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地域」とし、森林法及び地すべり等防止法、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかけるものとする。

大規模地震対策計画

第3節 地震防災予防対策

第1 災害（地震）に強い安全なまちづくり

災害時の避難路、避難場所としての緑地の確保、公園、学校など公共施設の整備を推進する。また、市街地再開発事業、土地区画整理事業等にあたっては、できる限り防災空間の確保に努め、都市防災の安全性の向上を図る。

第7 避難対策

2 避難所の確保及び資機材の整備

（1）公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所として指定した建物については、施設の安全性の確保を図るとともに、必要に応じ、換気、照明等避難生活を良好に保つための整備に努める。

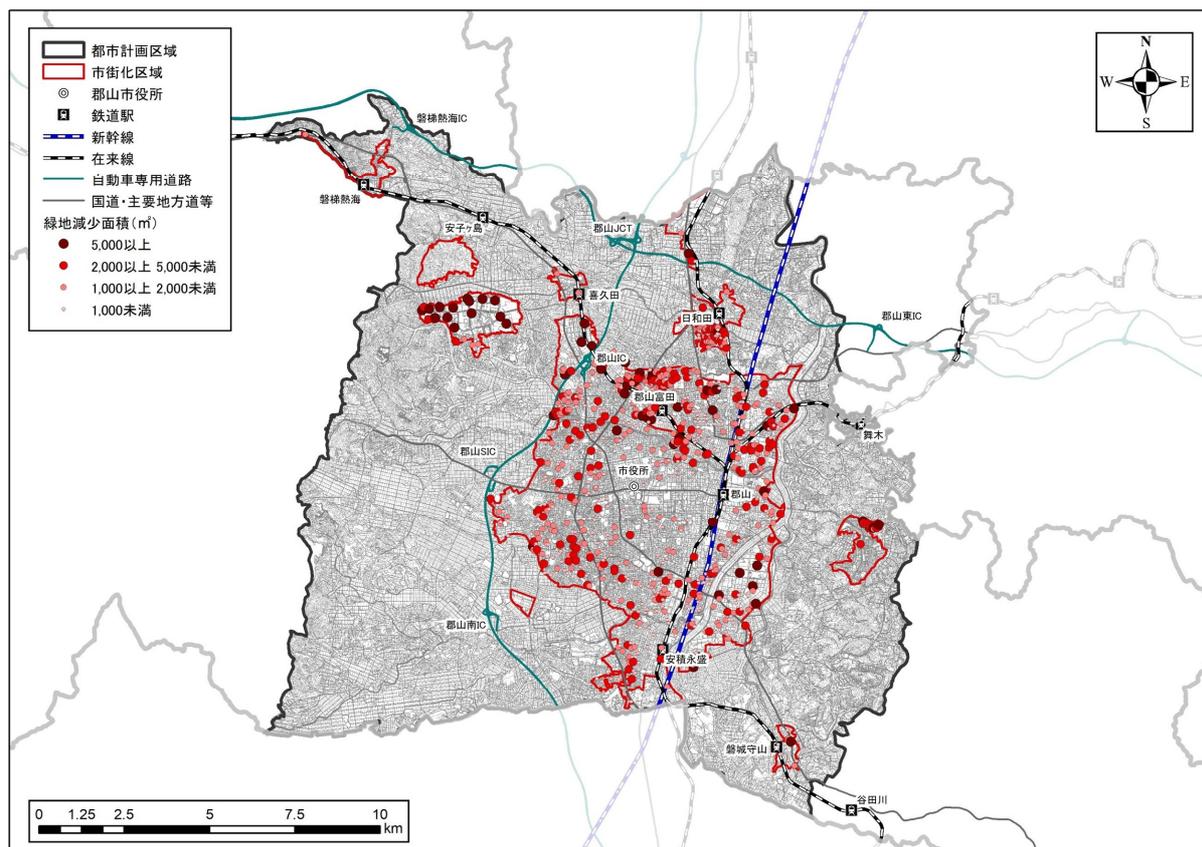
Ⅲ 緑の現況

ここでは、「第2章 緑の現況と課題」を補足する緑の現況整理結果を掲載しています。

1 市街化区域内的の緑地

- 2010年（H22）から2018年（H30）にかけて、市街化区域*では緑地が15.3%減少しています。
- 多くは郊外部での減少となっていますが、主なエリアとして、郡山富田駅や日和田駅周辺では住宅地としての利用、郡山西部第二工業団地では工業立地が進展したことが要因といえます。
- 市街化区域*は、既に市街化している区域、または優先的に市街化すべき区域であることから、住宅地や工業地などの都市的土地利用の進展に問題はないものの、市街化区域*全体としては身近な緑地が減少しつつあります。

◆緑地の減少箇所（市街化区域、2010年→2018年）



※ 都市計画基礎調査の土地利用用途区分のうち、「公共空地」「田」「畑」「山林」「水面」「その他の自然地」を緑地としている。

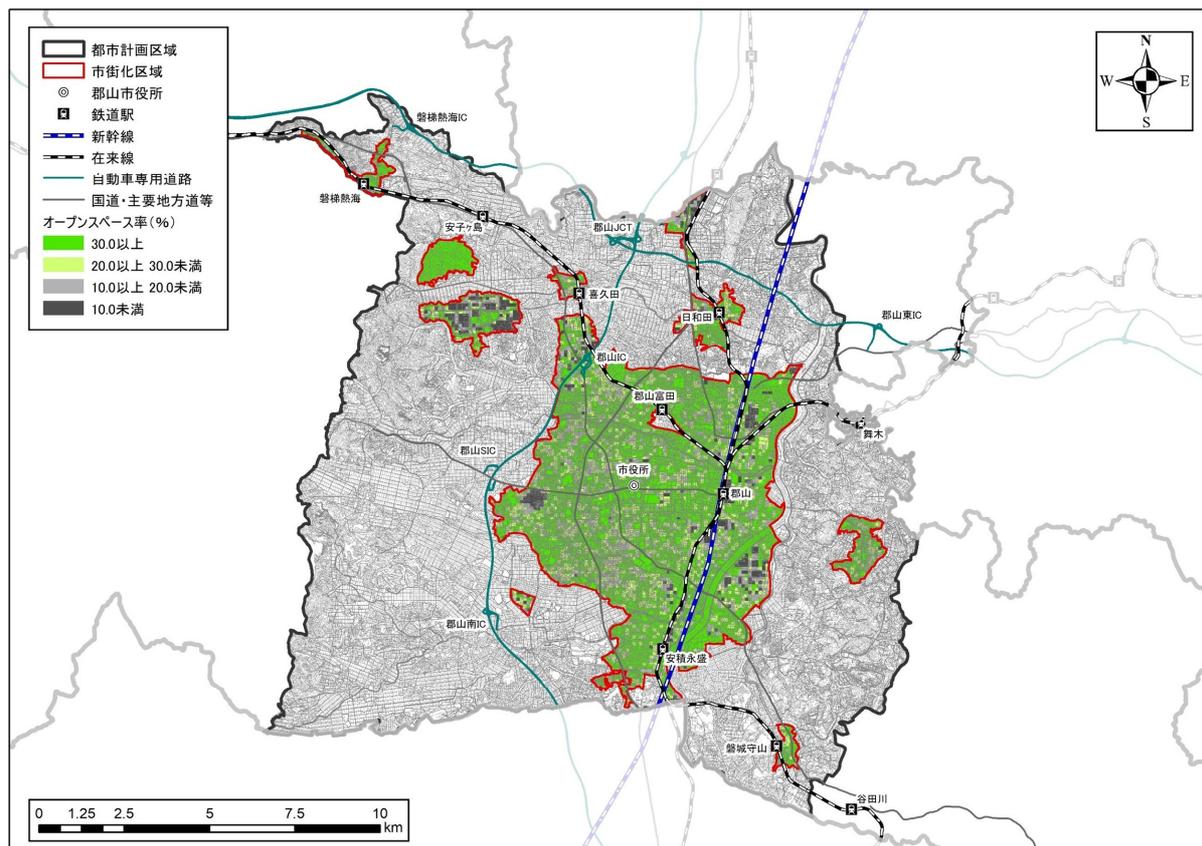
※ 2010年（H22）から2018年（H30）にかけて減少した緑地の箇所をポイント化している。

市街化区域内の緑地	2010年 面積 (ha)	2018年 面積 (ha)	増減 (ha)	増減率
公共空地	160.5	166.0	5.5	3.4%
田	253.1	190.4	-62.8	-24.8%
畑	271.2	227.3	-43.9	-16.2%
山林	324.3	307.7	-16.6	-5.1%
水面	115.5	112.5	-2.9	-2.5%
その他の自然地	511.4	382.0	-129.4	-25.3%
計	1,635.9	1,385.8	-250.1	-15.3%

出典：都市計画基礎調査（2010年、2018年）

- 市街化区域*においては、概ね30%以上のオープンスペースが確保されており、市街地全体としては防災上の課題となるような極端に住宅などが密集するような街区はみられず、一定のゆとりが保たれています。
- 一部にオープンスペース率が10%未満の地区がみられますが、これらは大型の施設や工場が立地する地区であり、住宅地においては概ね必要なオープンスペースが確保されています。

◆オープンスペース率（市街化区域）



- ※ 都市計画基礎調査の土地利用用途区分のうち、「公共公益施設」「道路」「公共空地」「その他の空地」「田」「畑」「山林」「水面」「その他の自然地」をオープンスペースとし、100m×100mのメッシュ（1.0ha）ごとにその割合を表示している。
- ※ 「公共公益施設」は建築物が立地する土地であるが、用途としては学校や病院などとなっており、オープンスペースを主体とする土地利用として算出している。
- ※ 土地区画整理事業などによって計画的に整備された住宅市街地では、概ね30%前後が道路や公園などの公共用地（オープンスペース）となる。

出典：都市計画基礎調査（2018年）

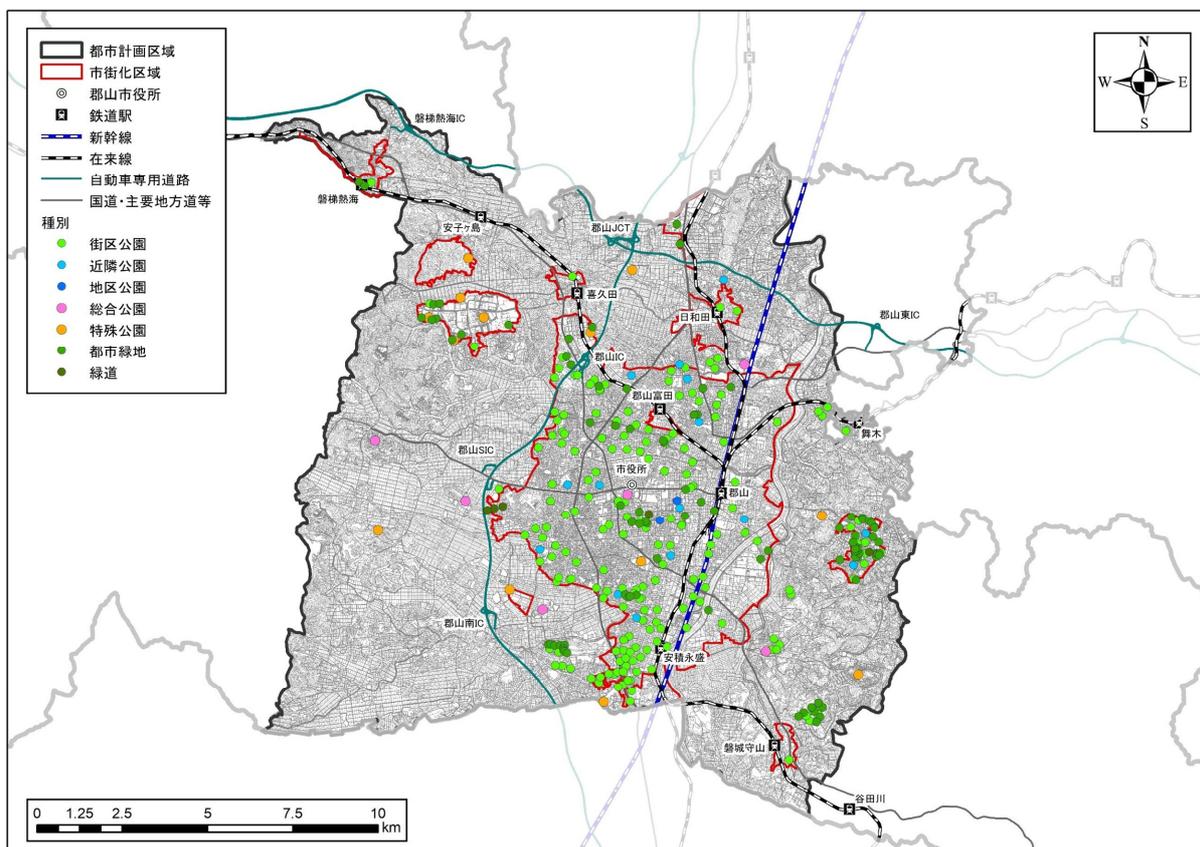
2 施設緑地

都市公園

○本市の都市公園は、2020年（R2）現在で320箇所、340.2haとなっています。

- ・街区公園…6箇所（39.0ha）
- ・近隣公園…2箇所（26.3ha）
- ・地区公園…3箇所（9.5ha）
- ・総合公園…6箇所（104.8ha）
- ・特殊公園…2箇所（116.3ha）
- ・都市緑地…3箇所（41.6ha）
- ・緑道…6箇所（2.8ha）

◆都市公園の分布（再掲）



出典：郡山市（2020年3月31日現在）

◆都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	●街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	●近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	●地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	●総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	●特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	●都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	●緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車道を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※ ●は本市にある都市公園を示す。

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課

【住区基幹公園のカバーエリア】

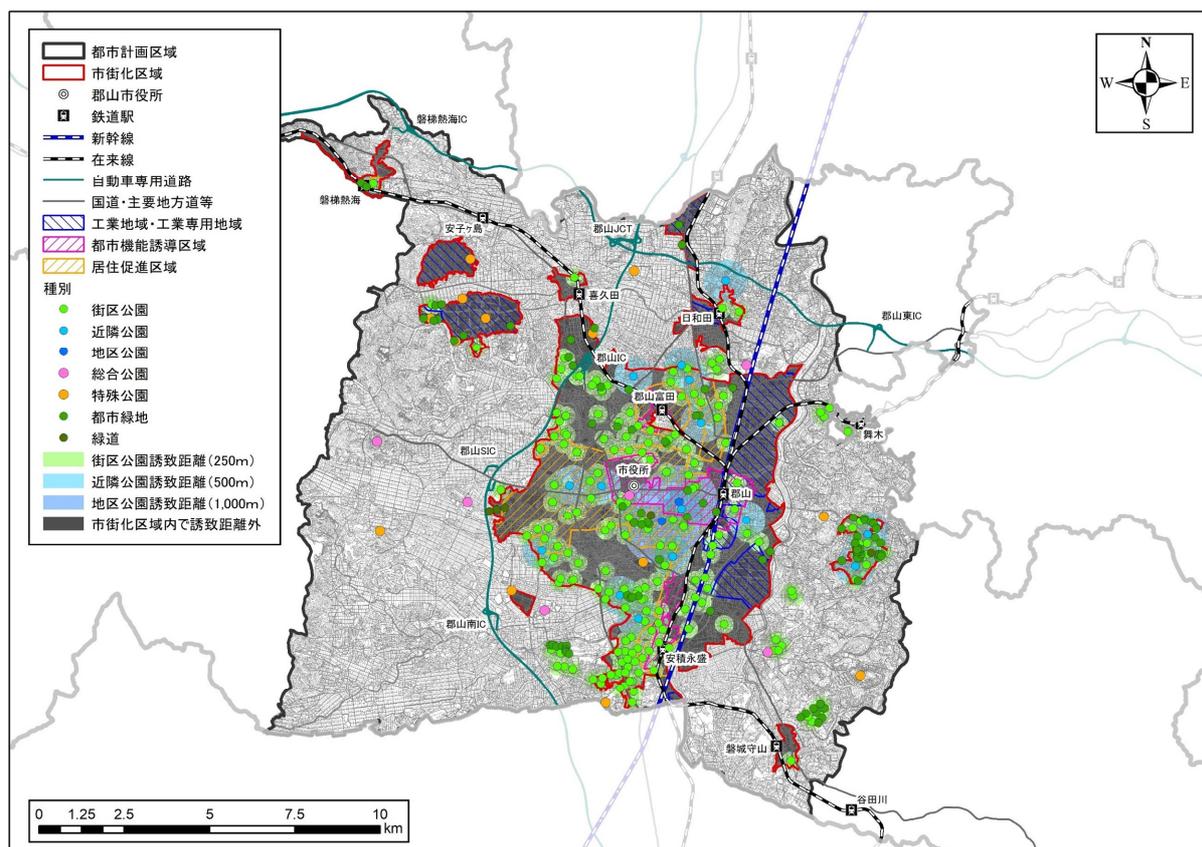
- 住区基幹公園の誘致距離を踏まえたカバー率（面積ベース）は、市街化区域*で49.7%となっています。また、居住に適さない工業地域・工業専用地域を除いた場合は59.4%となります。
- 居住促進区域（居住誘導区域）*・都市機能誘導区域*についてみると65.3%となりますが、市街地の縁辺部では誘致距離外のエリアがみられます。

◆都市公園のカバー率

単位:ha

	指定区域 (上段:面積 下段:割合)		誘致距離内 (上段:面積 下段:割合)		誘致距離外 (上段:面積 下段:割合)	
	市街化区域	6,886.3	(100.0%)	3,423.6	(49.7%)	3,462.7
市街化区域 (工業地域・工業専用地域除く)	5,543.0	(100.0%)	3,294.4	(59.4%)	2,248.6	(40.6%)
居住促進区域・ 都市機能誘導区域	2,300.0	(100.0%)	1,502.6	(65.3%)	797.4	(34.7%)

◆都市公園の分布（誘致距離）



※ 誘致距離は、住区基幹公園である街区公園・近隣公園・地区公園を対象としている。

出典：郡山市（2020年3月31日現在）

【供用開始年】

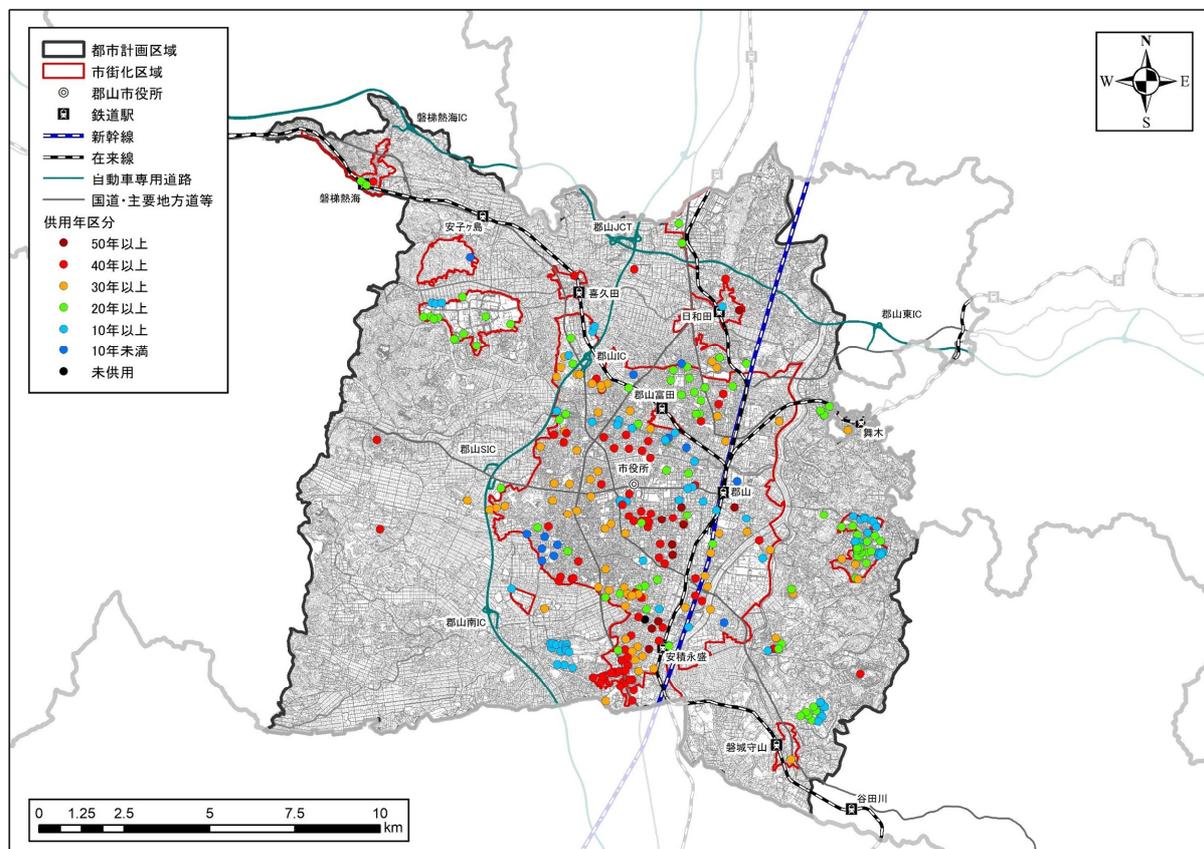
- 供用開始から30年以上が経過している都市公園が154箇所（48.1%）と約半数を占めます。
- 市街地中心部や安積地域において、40年以上が経過する都市公園が多くなっています。

◆都市公園の箇所数（供用開始年）

単位：箇所

種類	種別	-1969	1970-1979	1980-1989	1990-1999	2000-2009	2010-	計
		50年以上	40年以上	30年以上	20年以上	10年以上	10年未満	
住区基幹公園	街区公園	7	57	54	39	22	9	188
	近隣公園	2	4	2	2	2	3	15
	地区公園	1	0	0	0	1	0	2
都市基幹公園	総合公園	0	2	2	1	1	0	6
緩衝緑地等	特殊公園	0	3	1	5	3	1	13
	都市緑地	0	6	9	37	39	0	91
	緑道	0	1	3	1	0	0	5
計（下段：割合）		10（3.1%）	73（22.8%）	71（22.2%）	85（26.6%）	68（21.3%）	13（4.1%）	320（100.0%）

◆都市公園の分布（供用開始年）



出典：郡山市（2020年3月31日現在）

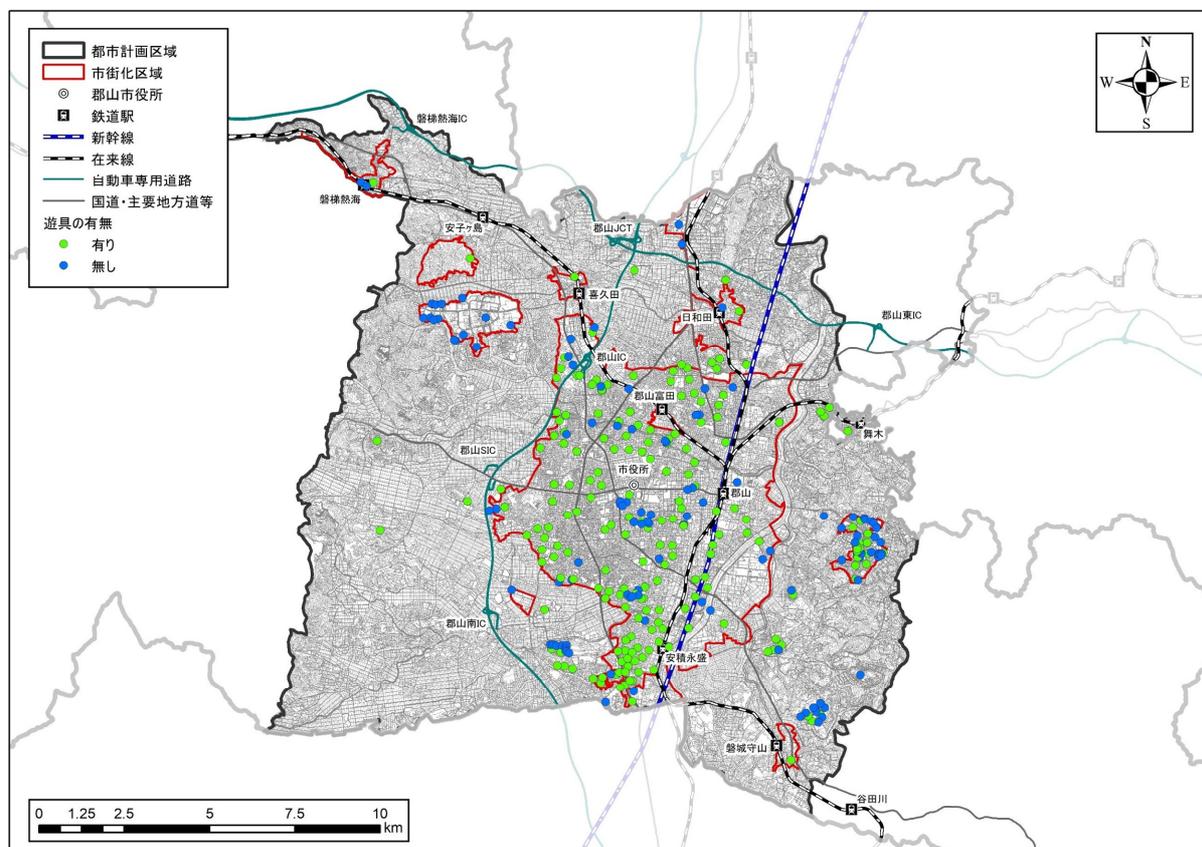
【遊具の有無】

- 遊具については、有りが204箇所（63.8%）、無しが116箇所（36.2%）となっています。
- 遊具の有無として、地域間の大きな偏りはありません。なお、片平地域の市街化区域*では全て遊具無しですが、当該地は郡山西部第二工業団地となっています。

◆都市公園の箇所数（遊具）

				単位：箇所
種類	種別	遊具有り	遊具無し	計
住区基幹公園	街区公園	168	20	188
	近隣公園	15	0	15
	地区公園	2	0	2
都市基幹公園	総合公園	6	0	6
緩衝緑地等	特殊公園	5	8	13
	都市緑地	7	84	91
	緑道	1	4	5
計 (下段：割合)		204 (63.8%)	116 (36.2%)	320 (100.0%)

◆都市公園の分布（遊具）



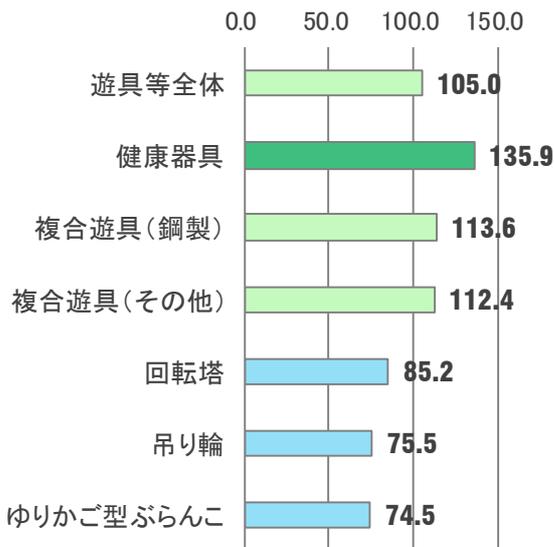
出典：郡山市（2020年3月31日現在）

コラム 遊具などの設置動向

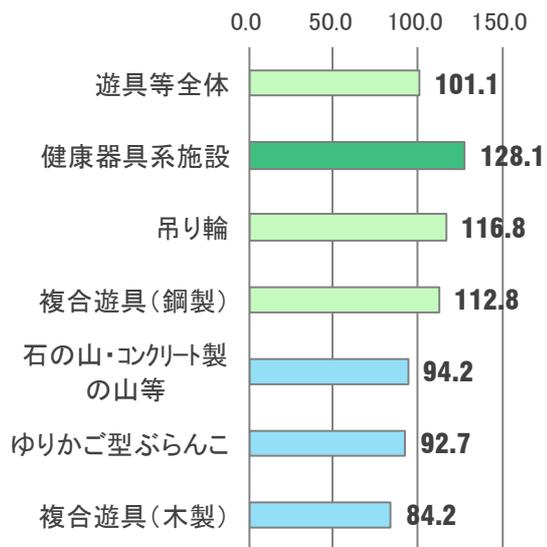
- 近年、全国的に公園から遊具を撤去する動きがあります。国土交通省の調査結果をみると、実際に吊り輪やゆりかご型ぶらんこなど、子どもを対象とした遊具は年々撤去が進んでいることが分かります。
- この背景には、動く遊具で遊ぶ子どもがけがをする事故が多発していることが挙げられます。なかには死亡事故に至ったケースもあり、2000年代初め頃から公園の遊具を撤去する動きがみられます。また、動く遊具は1970年頃に設置されたものが多いとされており、老朽化が進行しています。そのため、新たな遊具に更新する際に、動く遊具ではなく別の遊具を設置又は遊具を撤去する動きがあります。
- 一方で、健康器具系施設は増加傾向となっています。健康器具系施設とは、懸垂や背伸ばしといったストレッチなどに用いる施設（器具）をいいます。
- 少子高齢化により公園で遊ぶ子どもが減少しているのに対して、高齢者が公園を利用する機会が増加したことや健康志向の高まりなどを背景として、子ども・高齢者を問わず、多くの年齢層にニーズがあると思われる健康器具系施設が増えているものと考えられます。

◆遊具等設置総数の変化

遊具等設置総数の変化(2007年度→2010年度)



遊具等設置総数の変化(2010年度→2013年度)



2007年度=100

2010年度=100

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課

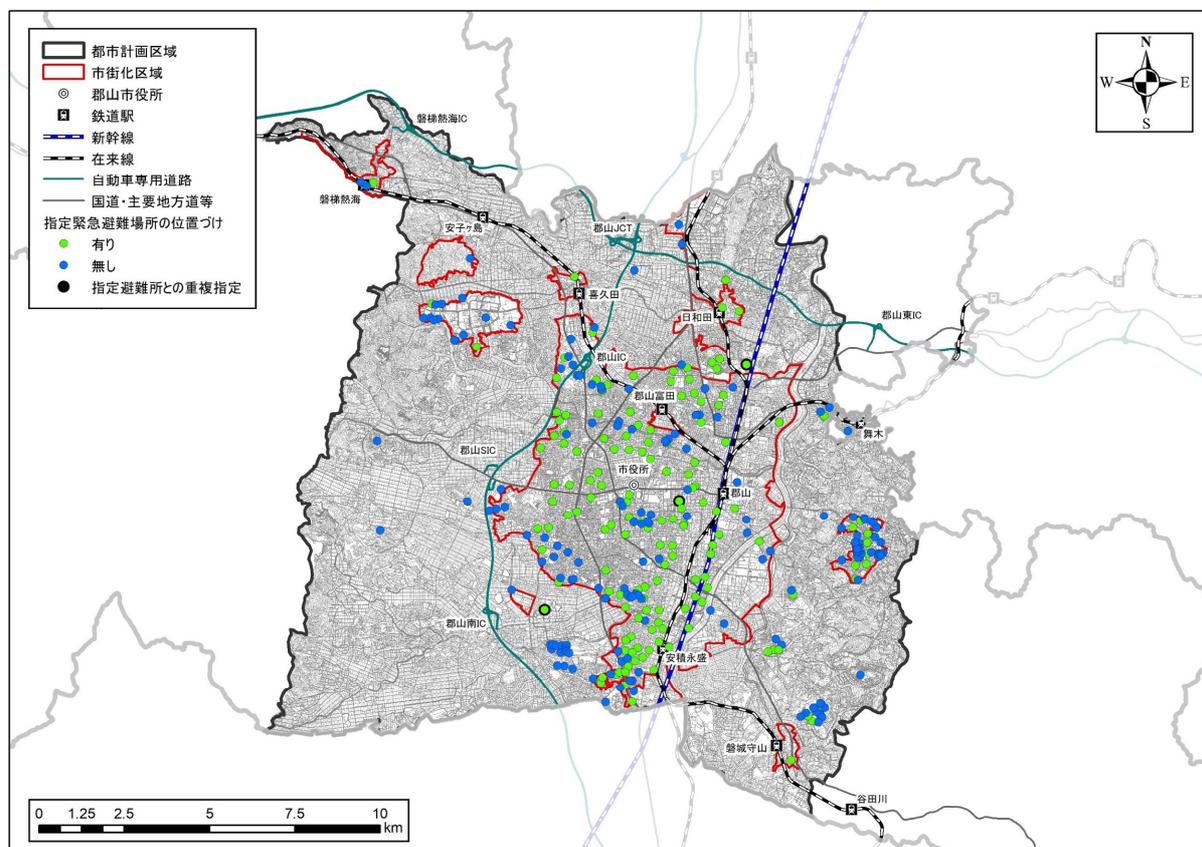
【指定緊急避難場所の位置づけ】

- 本市では、都市公園の約半数154箇所（48.1%）を指定緊急避難場所*に位置づけており、その指定について地域間の大きな偏りはありません。
- 3箇所の都市公園（21世紀記念公園、郡山カルチャーパーク、平成記念郡山こどものもり公園）については、指定避難所*も兼ねています。

◆都市公園の箇所数（指定緊急避難場所）

				単位: 箇所
種類	種別	位置づけ有り	位置づけ無し	計
住区基幹公園	街区公園	132	56	188
	近隣公園	13	2	15
	地区公園	2	0	2
都市基幹公園	総合公園	4	2	6
緩衝緑地等	特殊公園	1	12	13
	都市緑地	2	89	91
	緑道	0	5	5
計 (下段: 割合)		154 (48.1%)	166 (51.9%)	320 (100.0%)

◆都市公園の分布（指定緊急避難場所）



出典：郡山市（2020年3月31日現在）

【指定管理者制度の導入状況】

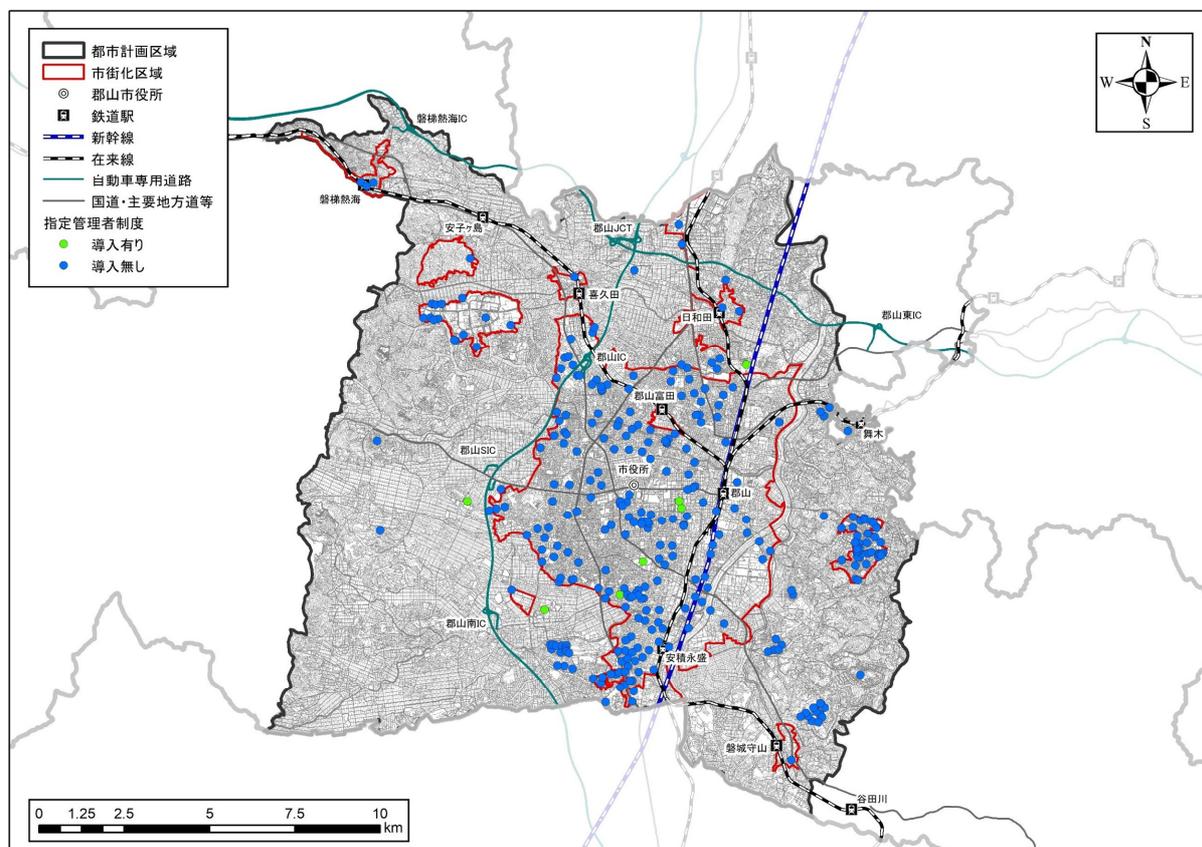
- 本市では7箇所の都市公園において指定管理者制度*を導入しています。
- 制度の主旨（民間などが管理・運営を代行することによる行政コスト削減やサービス水準の向上）より、導入している都市公園は一定以上の規模のものとなっています。

◆都市公園の箇所数（指定管理者制度）

単位：箇所

種類	種別	導入有り	導入無し	計
住区基幹公園	街区公園	0	188	188
	近隣公園	2	13	15
	地区公園	1	1	2
都市基幹公園	総合公園	3	3	6
緩衝緑地等	特殊公園	1	12	13
	都市緑地	0	91	91
	緑道	0	5	5
計（下段：割合）		7 (2.2%)	313 (97.8%)	320 (100.0%)

◆都市公園の分布（指定管理者制度）



出典：郡山市（2020年3月31日現在）